

教私第 3 2 0 7 号
令和 5 年 3 月 1 7 日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様

大阪府教育庁私学課長

いじめ重大事態に関する国への報告について

標記について、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から事務連絡がありましたので、お知らせします。

国では、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定めるいじめ重大事態（以下「重大事態」という。）については、文部科学省及びこども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第 28 条に基づく調査（以下「重大事態調査」という。）における第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策をともに講じることとされました。あわせて、文部科学省及びこども家庭庁が連携して重大事態調査報告書等を分析し、重大事態調査の運用改善やいじめ防止対策の強化に向けた検討を行うことを予定されています。

これまで、法に基づき、重大事態の発生について私学課へ報告いただいているところですが、今回、重大事態の発生報告（様式 1）と重大事態調査の開始報告（様式 2）が定められたことに伴い、文部科学省に対して報告・相談することとなりました。

つきましては、令和 5 年 4 月 1 日より、別添通知のとおり、私学課に対して、定められた様式により重大事態に関する報告・相談をいただきますようよろしくお願いいたします。

大阪府教育庁私学課	柳田
TEL	06-6210-9275（内線 4864）
FAX	06-6210-9276